

## 航空機登録における法人登記事項証明書の省略について

航空機登録手続きにおいては、これまで、申請者等に係る法人登記事項証明書をご提出頂いておりましたが、今般、登記情報連携システム（※）の運用開始により、当局において法人登記情報を確認できることとなったため、**令和3年4月以降の法人登記事項証明書のご提出は不要とします**。なお、個人の住民票については引き続き提出が必要となります。

### （※）登記情報連携システム

法令に基づき申請等に添付することが規定されている登記事項証明書について、その添付を省略することを目的に、行政機関等が商業・法人・不動産登記情報を取得するために法務省が整備運用するシステム。